

平成 29 年 3 月 31 日

各 位

不動産投資信託証券発行者
ケネディクス商業リート投資法人
代表者名 執行役員 浅野 晃弘
(コード番号 3453)

資産運用会社
ケネディクス不動産投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長 田島 正彦
問合せ先
商業リート本部 企画部長 野畑 光一郎
TEL:03-5623-3868

新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

ケネディクス商業リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成29年3月31日開催の本投資法人役員会において、新投資口発行及び投資口売出しに関し決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公募による新投資口発行

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 募集投資口数 | 81,250口 |
| (2) 発行価格
(募集価格) | 未定
平成29年4月11日（火）から平成29年4月14日（金）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」といいます。）における株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における本投資法人の投資口（以下「本投資口」といいます。）の普通取引の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定します。 |
| (3) 払込金額
(発行価額) | 未定
発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定します。なお、払込金額（発行価額）とは、本投資法人が本投資口1口当たりの払込金として下記(5)②に記載の引受人から受け取る金額をいいます。 |
| (4) 払込金額
(発行価額)の総額 | 未定 |
| (5) 募集方法 | 国内及び海外における同時募集（下記「2. 投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しと併せて以下「グローバル・オファリング」といい、ジョイント・グローバル・コーディネーターはSMB C日興証券株式会社、野村証券株式会社及びUBS証券株式会社（以下「ジョイント・グローバル・コ |

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、発行法人又は売出人から入手することができ、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

ーディネーター」と総称します。)とします。)

① 国内一般募集

国内における一般募集(以下「国内一般募集」といいます。)とし、SMB C日興証券株式会社、野村証券株式会社、大和証券株式会社及びみずほ証券株式会社(以下「国内共同主幹事会社」といいます。)並びにUBS証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びマネックス証券株式会社(以下、国内共同主幹事会社と併せて「国内における引受人」と総称します。)に国内一般募集分の全投資口を買取引受けさせます。

② 海外募集

米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。)における本投資口の募集(以下「海外募集」といい、国内一般募集と併せて「本募集」といいます。)とし、ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー(Nomura International plc)、英国SMB C日興キャピタル・マーケット会社(SMBC Nikko Capital Markets Limited)及びユービーエス・エイ・ジー・ロンドン支店(UBS AG, London Branch)(英文名でのアルファベット順)を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社(以下、国内における引受人と併せて「引受人」と総称します。)に海外募集分の全投資口を総額個別買取引受けさせます。

③ 本募集の総発行投資口数は81,250口であり、国内一般募集における発行投資口数は47,150口を目処とし、海外募集における発行投資口数は34,100口を目処として募集を行います。その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されます。

(6) 引受契約の内容

引受人は、下記(9)に記載の払込期日に本募集における払込金額(発行価額)の総額と同額を本投資法人に払込み、発行価格(募集価格)の総額と払込金額(発行価額)の総額との差額は、引受人の手取金とします。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(7) 申込単位

1口以上1口単位

(8) 申込期間

(国内一般募集)

発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。

(9) 払込期日

平成29年4月18日(火)から平成29年4月21日(金)までのいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とします。

(10) 受渡期日

払込期日の翌営業日

(11) 発行価格(募集価格)、払込金額(発行価額)、国内一般募集における発行投資口数及び海外募集における発行投資口数の最終的な内訳その他この公募による新投資口発行に必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定します。

(12) 上記各号のうち国内一般募集に係る事項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

ご注意: 本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、発行法人又は売出人から入手することができ、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考> 1. をご参照下さい。）

- (1) 売 出 投 資 口 数 4,000口
上記売出投資口数は、国内一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集とは別に、国内一般募集の事務主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの売出投資口数です。上記売出投資口数は、オーバーアロットメントによる売出しの上限の売出口数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。売出投資口数は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定します。
- (2) 売 出 人 SMB C日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定
発行価格等決定日に決定します。なお、売出価格は、国内一般募集における発行価格（募集価格）と同一とします。
- (4) 売 出 価 額 の 総 額 未定
- (5) 売 出 方 法 国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、国内一般募集とは別に、国内一般募集の事務主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社がケネディクス株式会社から4,000口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の日本国内における売出しを行います。
- (6) 申 込 単 位 1口以上1口単位
- (7) 申 込 期 間 国内一般募集における申込期間と同一とします。
- (8) 受 渡 期 日 国内一般募集における受渡期日と同一とします。
- (9) 国内一般募集を中止した場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止します。
- (10) 売出価格、その他この投資口売出しに必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定します。
- (11) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

3. 第三者割当による新投資口発行（下記<ご参考> 1. をご参照下さい。）

- (1) 募 集 投 資 口 数 4,000口
- (2) 払 込 金 額 未定
（発行価額） 発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定します。なお、払込金額（発行価額）は、国内一般募集における払込金額（発行価額）と同一とします。
- (3) 払 込 金 額 未定
（発行価額）の総額
- (4) 割当先及び割当投資口数 SMB C日興証券株式会社 4,000口
- (5) 申 込 単 位 1口以上1口単位
- (6) 申 込 期 間 平成29年5月16日（火）
（申込期日）
- (7) 払 込 期 日 平成29年5月17日（水）
- (8) 上記(6)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとします。
- (9) 国内一般募集を中止した場合は、この第三者割当による新投資口発行も中止します。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、発行法人又は売出人から入手することができ、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (10) 払込金額（発行価額）、その他この第三者割当による新投資口発行に必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定します。
- (11) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

〈ご参考〉

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

- (1) 国内一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集とは別に、国内一般募集の事務主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が本投資法人の投資主であるケネディクス株式会社から4,000口を上限として借り入れる本投資口の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出投資口数は、4,000口を予定していますが、当該売出投資口数は上限の売出投資口数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMBC日興証券株式会社に借入投資口の返還に必要な本投資口を取得させるために、本投資法人は、平成29年3月31日（金）開催の本投資法人役員会において、SMBC日興証券株式会社が割当先とする本投資口4,000口の第三者割当による新投資口発行（以下「本第三者割当」といいます。）を、平成29年5月17日（水）を払込期日として行うことを決議しています。

また、SMBC日興証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成29年5月12日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。SMBC日興証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けた全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、SMBC日興証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、SMBC日興証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買い付けた本投資口の全部又は一部を借入投資口の返還に充当することがあります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、シンジケートカバー取引及び安定操作取引によって買い付け、借入投資口の返還に充当する口数を減じた口数について、本第三者割当に係る割当てに応じ、本投資口を取得する予定です。そのため本第三者割当における発行投資口数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当における最終的な発行投資口数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

- (2) 上記(1)に記載の取引について、SMBC日興証券株式会社は、野村証券株式会社、大和証券株式会社及びみずほ証券株式会社と協議の上、これを行います。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、発行法人又は売出人から入手することができ、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 今回の新投資口発行による発行済投資口の総口数の推移

現在の発行済投資口の総口数	422,450口
本募集に係る新投資口発行による増加投資口数	81,250口
本募集に係る新投資口発行後の発行済投資口の総口数	503,700口
本第三者割当に係る新投資口発行による増加投資口数	4,000口 (注)
本第三者割当に係る新投資口発行後の発行済投資口の総口数	507,700口 (注)

(注) 本第三者割当の募集投資口数の全口数に対しSMB C日興証券株式会社から申込みがあり、発行が行われた場合の口数を記載しています。

3. 発行の目的及び理由

本投資法人は、新投資口の発行による資金調達及び新たな特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）の取得により、収益基盤の安定性の向上及びポートフォリオの収益性の向上とともに財務基盤の強化を図り、引き続き機動的に特定資産を取得するため、市場動向、1口当たり分配金水準及び1口当たりNAV水準等に留意しつつ検討を行った結果、新投資口の発行を決定したものです。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

20,342,000,000円（上限）

(注) 国内一般募集における手取金11,251,000,000円、海外募集における手取金8,137,000,000円及び本第三者割当による新投資口発行による手取金上限954,000,000円を合計した金額を記載しています。また、上記金額は、平成29年3月21日（火）現在の東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

国内一般募集及び海外募集における手取金については、本投資法人が取得を予定している特定資産（以下「取得予定資産」といいます。）の取得資金の一部に充当します。なお、本第三者割当による新投資口発行の手取金上限については、短期の借入金の返済資金に充当する予定ですが、残余があれば手元資金とし、将来の特定資産の購入資金の一部又は借入金の返済資金の一部に充当します。

取得予定資産の詳細については、本日付で公表の「国内不動産信託受益権の取得及び貸借に関するお知らせ（8物件）」をご参照下さい。

(注) 調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

5. 配分先の指定

該当事項はありません。

6. 今後の見通し

本日付で公表の「平成29年9月期の運用状況の予想及び分配金の予想の修正並びに平成30年3月期の運用状況の予想及び分配金の予想に関するお知らせ」をご参照下さい。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、発行法人又は売出人から入手することができ、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

7. 最近3営業期間の運用状況及びエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 最近3営業期間の運用状況（注1）

	第1期 平成27年9月期	第2期 平成28年3月期	第3期 平成28年9月期
1口当たり当期純利益（注2）	11,515円	6,846円	6,069円
1口当たり分配金額	7,414円	6,846円	5,974円
うち1口当たり利益分配金	7,414円	6,834円	5,888円
うち1口当たり利益超過分配金	-	12円	86円
実績配当性向（注3）	100.0%	100.0%	98.8%
1口当たり純資産	229,301円	225,291円	228,996円

（注1）本投資法人の営業期間は、毎年4月1日から9月30日まで、及び10月1日から翌年3月31日までの各6か月間ですが、第1期営業期間は、本投資法人の設立の日である平成26年10月3日から平成27年9月30日までです。なお、第1期営業期間の実質的な運用日数は平成27年2月10日から平成27年9月30日までの233日間です。

（注2）「1口当たり当期純利益」は、当期純利益を日数による加重平均投資口数（第1期167,878口、第2期354,622口、第3期414,983口）で除することにより算出しています。

（注3）配当性向は、新投資口の発行を行っていることから、以下の算式により算出しています（小数第2位を四捨五入しています。）。

実績配当性向＝分配金総額（利益超過分配金は含みません。）（第1期1,933百万円※、第2期2,427百万円※、第3期2,487百万円※）／当期純利益（第1期1,933百万円※、第2期2,427百万円※、第3期2,518百万円※）×100
 なお、実績配当性向を、実績配当性向＝分配金総額（利益超過分配金を含みます。）（第2期2,432百万円※、第3期2,523百万円※）／当期純利益（第2期2,427百万円※、第3期2,518百万円※）×100で算出すると、第2期は100.2%、第3期は100.2%となります。

※百万円未満は切り捨てて記載しています。

(2) 最近の投資口価格の状況

①最近3営業期間の状況（注）

	第1期 平成27年9月期	第2期 平成28年3月期	第3期 平成28年9月期
始 値	266,100円	241,100円	264,500円
高 値	309,500円	282,700円	296,100円
安 値	224,500円	226,800円	240,000円
終 値	230,600円	272,900円	240,200円

（注）始値、高値、安値は東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値によります。

②最近6か月間の状況

	平成28年 10月	11月	12月	平成29年 1月	2月	3月（注1）
始 値	242,600円	252,700円	257,100円	266,400円	271,300円	262,300円
高 値	253,000円	257,500円	273,500円	275,000円	271,300円	262,300円
安 値	235,900円	235,200円	248,800円	260,600円	261,000円	251,000円
終 値	253,000円	257,500円	266,400円	272,100円	265,900円	251,000円

（注1）平成29年3月の投資口価格については、平成29年3月30日現在で記載しています。

（注2）始値、高値、安値は東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値によります。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただき、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、発行法人又は売出人から入手することができ、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

③発行決議日の前営業日における投資口価格

平成29年3月30日	
始 値	250,900円
高 値	252,000円
安 値	248,700円
終 値	251,000円

(3) 最近3営業期間のエクイティ・ファイナンスの状況

①私募設立

発行期日	平成26年10月3日
調達資金の額	150,000,000円
払込金額（発行価額）	200,000円
募集時における発行済投資口数	0口
当該募集による発行投資口数	750口
募集後における発行済投資口総数	750口
発行時における当初資金用途	設立
発行時における支出予定時期	平成26年10月
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額充当済み

②公募増資

発行期日	平成27年2月9日
調達資金の額	56,430,787,500円
払込金額（発行価額）	221,950円
募集時における発行済投資口数	750口
当該募集による発行投資口数	254,250口
募集後における発行済投資口総数	255,000口
発行時における当初資金用途	全額を特定資産の取得資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	平成27年2月
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額充当済み

③第三者割当増資

発行期日	平成27年3月11日
調達資金の額	1,276,212,500円
払込金額（発行価額）	221,950円
募集時における発行済投資口数	255,000口
当該募集による発行投資口数	5,750口
募集後における発行済投資口総数	260,750口
発行時における当初資金用途	特定資産の取得に伴う借入金の返済資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	平成27年3月
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額充当済み

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、発行法人又は売出人から入手することができ、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

④公募増資

発行期日	平成27年10月1日
調達資金の額	18,547,951,250円
払込金額（発行価額）	208,991円
募集時における発行済投資口数	260,750口
当該募集による発行投資口数	88,750口
募集後における発行済投資口総数	349,500口
発行時における当初資金用途	全額を特定資産の取得資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	平成27年10月
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額充当済み

⑤第三者割当増資

発行期日	平成27年10月21日
調達資金の額	1,201,698,250円
払込金額（発行価額）	208,991円
募集時における発行済投資口数	349,500口
当該募集による発行投資口数	5,750口
募集後における発行済投資口総数	355,250口
発行時における当初資金用途	借入金の返済資金の一部に充当。残額があれば手元資金とし、将来の特定資産の購入資金の一部又は借入金の返済資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	平成27年10月
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額充当済み

⑥公募増資

発行期日	平成28年4月20日
調達資金の額	15,856,896,000円
払込金額（発行価額）	247,764円
募集時における発行済投資口数	355,250口
当該募集による発行投資口数	64,000口
募集後における発行済投資口総数	419,250口
発行時における当初資金用途	全額を特定資産の取得資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	平成28年4月
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額充当済み

⑦第三者割当増資

発行期日	平成28年5月18日
調達資金の額	792,844,800円
払込金額（発行価額）	247,764円
募集時における発行済投資口数	419,250口
当該募集による発行投資口数	3,200口
募集後における発行済投資口総数	422,450口
発行時における当初資金用途	借入金の返済資金の一部に充当。残額があれば手元資金とし、将来の特定資産の購入資金の一部又は借入金の返済資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	平成28年5月
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額充当済み

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、発行法人又は売出人から入手することができ、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

8. 売却・追加発行等の制限

(1) ケネディクス株式会社は、グローバル・オファリングに関し、ジョイント・グローバル・コーディネーターとの間で、発行価格等決定日から国内一般募集の受渡期日以降180日を経過する日までの期間、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなしに、本投資口の売却等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸渡し等を除きます。）を行わない旨を合意します。

上記の場合において、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、その裁量で、当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有します。

(2) 本投資法人は、グローバル・オファリングに関し、ジョイント・グローバル・コーディネーターとの間で、発行価格等決定日から国内一般募集の受渡期日以降90日を経過する日までの期間、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなしに、本投資口の発行等（ただし、本募集、本第三者割当及び投資口の分割による本投資口の発行等を除きます。）を行わない旨を合意します。

上記の場合において、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、その裁量で、当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有します。

以上

*本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

*本投資法人のホームページアドレス：<http://www.krr-reit.com/>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、発行法人又は売出人から入手することができ、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。